

### 政策評価調書(政策体系図)

所管名:防衛省

30年度成立予算における政策評価体系図 【基本(実施)計画(26年3月策定)】	
基本目標	
政策分野	
施策	
国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。	
政策分野1. 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化	
施策(1) 周辺海空域における安全確保	
施策(2) 島嶼部に対する攻撃への対応	
施策(3) 弾道ミサイル攻撃への対応	
施策(4) 宇宙空間及びサイバー空間における対応	
施策(5) 大規模災害等への対応	
施策(6) 情報機能の強化	
政策分野2. 外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化	
施策(1) 日米防衛協力の強化	
施策(2) 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組	
政策分野3. 諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、グローバルな安全保障環境の改善	
施策(1) 二国間・多国間共同訓練・演習の実施	
施策(2) 防衛協力・交流の推進	
施策(3) 能力構築支援の推進	
施策(4) 海洋安全保障の確保	
施策(5) 国際平和協力活動の実施	
施策(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力	
政策分野4. 防衛力の能力発揮のための基盤の確立	
施策(1) 訓練・演習の充実・強化	
施策(2) 部隊等の各種支援機能の強化	
施策(3) 人事教育施策の推進	
施策(4) 衛生機能の強化	
施策(5) 防衛生産・技術基盤の維持・強化	
施策(6) 装備品の効率的な取得	
施策(7) 研究開発の推進	
施策(8) 地域コミュニティとの連携	
施策(9) 情報発信の強化	
施策(10) 知的基盤の強化	
施策(11) 防衛省改革の推進	

31年度概算要求における政策評価体系図 【基本(実施)計画(26年3月策定)】		政策評価 調書番号
基本目標		
政策分野		
施策		
国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。		
政策分野1. 総合的な防衛体制を構築し、各種事態の抑止・対処のための体制を強化		
施策(1) 周辺海空域における安全確保		①
施策(2) 島嶼部に対する攻撃への対応		②
施策(3) 弾道ミサイル攻撃への対応		③
施策(4) 宇宙空間及びサイバー空間における対応		④
施策(5) 大規模災害等への対応		⑤
施策(6) 情報機能の強化		⑥
政策分野2. 外交政策と密接な連携を図りながら、日米同盟を強化		
施策(1) 日米防衛協力の強化		—
施策(2) 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組		⑦
政策分野3. 諸外国との二国間・多国間の安全保障協力を積極的に推進、グローバルな安全保障環境の改善		
施策(1) 二国間・多国間共同訓練・演習の実施		⑧
施策(2) 防衛協力・交流の推進		⑨
施策(3) 能力構築支援の推進		⑩
施策(4) 海洋安全保障の確保		⑪
施策(5) 国際平和協力活動の実施		⑫
施策(6) 軍備管理・軍縮及び不拡散の努力への協力		—
政策分野4. 防衛力の能力発揮のための基盤の確立		
施策(1) 訓練・演習の充実・強化		⑬
施策(2) 部隊等の各種支援機能の強化		⑭
施策(3) 人事教育施策の推進		⑮
施策(4) 衛生機能の強化		⑯
施策(5) 防衛生産・技術基盤の維持・強化		⑰
施策(6) 装備品の効率的な取得		⑱
施策(7) 研究開発の推進		⑲
施策(8) 地域コミュニティとの連携		⑳
施策(9) 情報発信の強化		㉑
施策(10) 知的基盤の強化		㉒
施策(11) 防衛省改革の推進		—

- 注) 1. 政策評価において使用している政策レベルの名称を記入すること。
2. 予算書における項・事項と一致する政策レベルは必ず記入すること。
3. 30年度政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等)及びその策定年月を記入すること。
4. 31年度において実施することが予定されている政策体系図を記入すること。また、その根拠(政策評価基本計画、実施計画等、予定を含む)及びその策定年月を記入すること。なお、31年度の新規の政策及び前年度政策体系図における政策の名称から変更があるものについては、下線を付すこと。
5. 予算書における項・事項と一致する政策レベル以外でも評価を実施している場合は、個別票を別途作成することとし、政策評価調書番号は記入例2のとおり付番すること。
6. 政策ごとの予算がないものについては、政策評価調書番号欄に「-」を記入する。